

○草津市企業立地促進条例

平成17年3月31日

条例第10号

改正 平成18年3月31日条例第15号

平成21年4月1日条例第17号

平成28年3月30日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、本市において、高度モノづくり産業（先端技術の活用等により付加価値の高い製品を製造または加工する産業をいう。）または環境における分野、医療、健康および福祉における分野もしくはIT（情報技術）関連における分野の産業で規則で定めるものを創出し、その集積を図るため、本市が事業者の育成と市内への企業立地を促進する必要な施策を講じ、産業構造の高度化および雇用の拡大を図り、もって本市の経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 物の製造または加工に係る規則で定める事業をいう。
- (2) 工場等 製造業における製造または加工の用に供する工場および研究所もしくは事業所をいい、当該工場および研究所もしくは事業所で使用される機械類一式を含む。
- (3) 設置 市内に取得し、または賃貸借契約等により確保した土地に、工場等を建設し、売買し、もしくは賃貸借契約等により新たに取得する場合または工場等を増築または改築して取得する場合をいう。
- (4) 事業者 市内に工場等を設置し、営利目的をもって事業を行おうとする法人または個人（個人にあつては市内に住所を有するものに限る。）をいう。

(必要な施策)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、工場等設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の対象経費、額、交付申請時期、交付期間その他の交付要件は、規則で定める。

(事業者の指定等)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、市長の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定は、規則で定める指定の要件をすべて満たす事業者に対して行う。
- 3 市長は、第1項の指定をするときは、必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の指定を受けようとする事業者は、規則で定める方法により、市長に申請しなければならない。

(指定事業者の変更の申請等)

第6条 前条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、同条第4項の規定による申請の内容に変更が生じるときは、あらかじめ市長に変更の申請をし、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の変更の申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、これを承認するものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(地位の承継)

第7条 指定事業者が、助成金の交付を受けた事業を譲渡し、または指定事業者について相続、合併もしくは分割があったときは、当該事業を譲り受けた者、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選任したときは、その者をいう。）、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該事業を承継した法人は、指定事業者の地位を承継する。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項に規定する指定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5条第3項に規定する条件に違反したとき（第6条第2項において準用する場合を含む。）。
- (3) 工場等を指定を受けた事業以外の用途に供したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。

(5) 偽りその他不正な行為により助成を受けようとし、または受けたとき。

(6) その他市長が助成金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、助成金の交付を停止し、かつ、既に交付した助成金がある場合はその全部または一部の返還を命じなければならない。

(指定事業者の責務)

第9条 指定事業者は、工場等の設置に伴い新たに従業員を雇用するときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

(事業継続義務等)

第10条 助成金の交付決定を受けた指定事業者は、当該交付決定があった日から5年間、市内において当該助成金の交付対象となる事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

2 市長は、助成金の交付決定を受けた者が前項本文の規定に違反したときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合はその全部または一部の返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、指定事業者に対して報告もしくは資料を提出させ、または職員に事務所、研究所、事業所その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特区助成金の交付を決定されたものの取扱いについては、なお従前の例による。

付 則 (平成21年4月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる助成金の交付の申請から適用し、同日前になされた改正前の草津市企業立地促進条例の規定に基づく助成金の交付の申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成28年3月30日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる助成金の交付の申請に係る事業から適用し、同日前になされた助成金の交付の申請に係る事業については、なお従前の例による。